

# 令和5年度学童保育室サポート保育 ～ 利用のしおり～

## ◎目的

心身の発達上支援が必要な児童に、学童保育室で担任以外に支援を行う指導員を配置して丁寧に支援を行うことで、児童の発達を促進する事業です。

## ◎実施施設

町立第一～第四学童保育室

## ◎定数

学童保育室全体で最大 20 人（定数は、申請児童の状況により毎年変わります。）

## ◎支援の実施期間

令和5年4月1日から翌年3月31日まで

※必ず4月1日から通年で利用することとしており、期間ごとに入室することや年度の途中で入室することを予約することはできません。

※年度中に1回、児童の状態に基づいて支援の見直しを行います。このため、見直しの結果によっては、年度途中で支援を終了することがあります。

## ◎申請受付時期

令和4年12月5日（月）から令和4年12月26日（月）まで

※この期間以外に途中からの申請は、原則としてできません。

## ◎必要書類

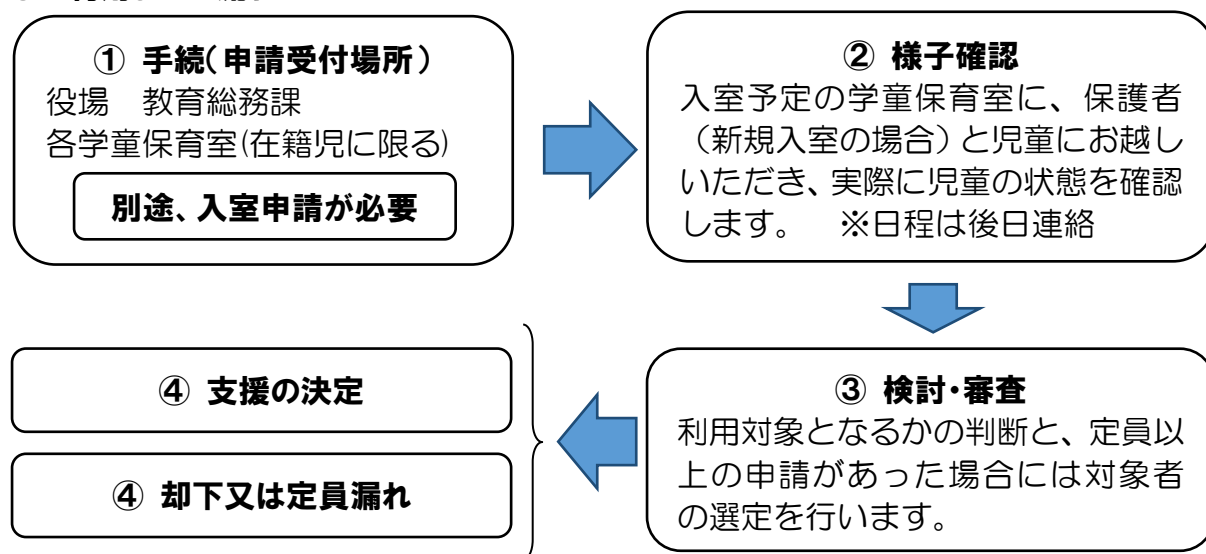
- ① 申請書（押印不要）
- ② 確認・同意書（押印不要）
- ③ 支援を要する状況のわかる書類（診断書など）【提出は任意】

※③の書類は、申請受付期間後も、審査の実施前まで順次提出できます。

なお、診断書などは、必ずしも新たに取得していただく必要はありませんが、記載時期の古いものは、参考にならない場合があります。

※③の書類の提出がない方は、申請書記載の情報や学童保育室での生活状況（在籍児に限る。）を基に判断します。

## ◎ご利用までの流れ



(裏面もご覧ください)

### ★注意事項

- この申請は、支援の対象児童となるかどうかの審査を受けることを希望するものです。このため、この申請とは別に、学童保育室への入室手続が必要です。入室手続については、広報誌や入室案内等でご確認ください。
- 要する支援の程度が重いために、学童保育室における支援の中では安全に保育を行うことができず、専門機関での療育などが必要と思われる児童は、この制度による入室をお断りすることがあります。
- この申請は、令和5年4月1日から通年で学童保育室へ入室されることを条件としており、期間ごとの利用や、令和5年度途中からの入室希望による利用予約はできません。
- 年度途中での申請はできません。このため、令和5年3月31日までに本町に転入し、4月1日から別途指導員の配置を求める方法による入室を希望される方は、今回の申請での手続が必要となります。
- この制度には定員があります。申請をされた方が定員を上回る場合、対象の児童からこの制度による支援を適用される方で、支援を要する程度の重い順に選抜します。このため、申請をされた方の状況によっては、この制度による支援を受けられない場合があります。
- 支援が決定しても、年度末までの支援を保障するものではありません。年度途中で支援の見直しを行い、その結果、年度途中で支援を終了することがあります。

### ★問合せ先

島本町教育委員会事務局教育こども部教育総務課（島本町役場内）  
電話 962-2616・FAX 962-0611